

平成 30 年度

政府予算編成に関する重点提案

平成 29 年 7 月

奈 良 県 市 長 会
奈 良 県 町 村 会

平成30年度政府予算編成に関する重点提案

1. 地方税財政基盤の充実強化について

住民生活や地域経済を支える地方公共団体の役割は、大きなものになってい
るが、社会保障関係経費の増嵩などにより、地方は、恒常に財源不足の状態
が続いている。こうした状況の中、各市町村は、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、かつ、人口減少社会を踏まえた地方創生への取り組みをはじめとする新たな行政課題に的確に対応するためには、安定的な税財源の確保が不可欠である。

については、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

(1) まち・ひと・しごと創生事業費については、各自治体が地域の実情に応じたきめ細かな施策を進めることができるように拡充を図られたい。

また、地方創生推進交付金及び地方創生応援税制については、基金への積立、翌年度への繰越等、現行制度運用の緩和を図り、自治体の実情に応じた自由度が高く使いやすい制度とともに、地方の創意工夫・意見が十分發揮でき、反映されるよう必要かつ安定的な財源を確保し、財政的支援制度の拡充を図られたい。

(2) 地方交付税が有する財源調整・財源保障の両機能を堅持し、多様な地方自治体の財源の不均衡を調整し、安定的な財政運営に支障をきたすことのないよう、法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、臨時財政対策債の償還財源も含めて、その必要総額を確保されたい。また、合併後の自治体の実情を的確に把握し、実態に即した算定基準の見直しを確実に行うこと。

(3) 地方が自主的・自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った地方税収の安定的確保が不可欠であり、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すとともに、税源の地域偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築され、地方交付税等の一般財源総額の確保を図られたい。

- (4) 各省庁の交付金については、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を十分確保するとともに、財政力の弱い地域や社会資本整備の遅れている地域に十分配慮すること。
- (5) 固定資産税は、税源の偏りも少なく、基礎的行政サービスの提供を支える上で、重要な基幹税目であるため、国の経済対策等の手段として見直されこととなれば、市町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持されたい。
- (6) 国・地方を通じた法人関係税収が、地方公共団体の行政サービスを支える上で重要な財源であることを踏まえ、その実効税率を引き下げる場合は、法人関係税に係る課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、自治体の歳入に影響を与えないこと。
- (7) 地方消費税の清算基準については、税収を最終消費地の都道府県により適切に帰属させるため、統計データの利用方法等の見直しを進め、正確に都道府県別の最終消費を把握できない統計データについては除外し、その分人口基準の比率を高めること。
- (8) ゴルフ場利用税（交付金）は、ゴルフ場関連道路の整備改良、廃棄物処理、防災対策、環境対策など、所在市町村特有の行政需要に対応するとともに、地域振興をはかる上でも貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持されたい。
- (9) 森林環境税（仮称）の検討に当っては、都道府県を中心に独自課税している森林環境税等への影響が生じないよう地方と十分調整頂きたい。

2. 医療制度改革等について

高齢化の進展等に伴う医療費の増嵩は、各医療保険制度の財政運営を圧迫している。とりわけ、国民健康保険は、加入者における高齢者・低所得者の割合が著しく高いうえ、近年の経済状況等により一段と厳しい事態となっている。また、医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される。

については、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 国民健康保険の運営は平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共同で行うこととなるが、新たな運営体制においても、適切な役割分担のもと、市町村に新たな負担を伴うことなく国民健康保険制度の更なる財政基盤の強化を図り、将来に亘って持続可能な制度とするこ

と。
また、給付と負担の公平が不可欠であり、国民皆保険制度を堅持するため、最終的に医療保険制度の一本化を図ること。

(2) 後期高齢者医療制度見直しに向けた検討を行う場合には、国の責任を明確にし、持続可能で分かりやすく安定した制度とともに、被保険者や市町村に新たな負担が生じることのないよう国において万全の対策を講じる方針とすること。

✓ (3) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、平成30年度から未就学児への医療費助成は減額調整の対象としないこととなつたが、少子化対策の一層の充実を図るため、年齢制限を撤廃するとともに、全ての減額調整を廃止されたい。また、少子化対策は国の国家的課題であることから、国の責任において、子どもの医療費助成制度を創設されたい。

✓ (4) 医師、看護師等医療従事者の不足が深刻化しており、特に条件不利地域においては、その確保が極めて困難な状況にある。このため、地域における医師偏在を解消し、地域の実情に応じた柔軟な医療提供体制が構築できるよう、必要な対策を緊急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。また、看護師の確保についても、必要な支援策の充実を図ること。

3. 道路の整備及び老朽化対策の促進について

人口減少の克服・地方創生実現に向けて、重要な社会資本である道路網の整備は、地域産業の振興と住民生活の向上など社会経済活動を支える諸施策の基本となるものであります。

地域格差の是正及び均衡を図るとともに、災害発生時や救急医療に備えるうえから、より一層の整備促進を図る必要がある。また、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本ストックは急速に高齢化しており、道路インフラも一部で老朽化による問題が顕在化している。そのため、道路の早期整備や老朽化対策は重要かつ緊急の課題となっている。

については、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

(1) 本県の道路整備の状況は、質・量ともに十分であるとは言えず、また、全国と比べても大きく遅れを取っている。道路整備に対する住民のニーズが依然非常に強いことを踏まえ、引き続き道路整備の促進を図るため、国として道路整備の予算総額をしっかりと確保するとともに、道路整備の遅れや必要な事業量に応じた配分となるよう適切な措置を講じられたい。

さらに、国直轄事業については、県の南北の基軸となる京奈和自動車道（専用部・一般部）、紀伊半島アンカールートを形成する国道168号（長殿道路、十津川道路、鳳屋川津・宇宮原工区）と国道169号（伯母峠峰道路）、府県境部分のネットワークを強化する国道163号（清滝生駒道路）、国道165号（香芝柏原改良）、国道25号（いかるがパークウェイ）の整備促進に努めるとともに、国道25号（玉寺町内本町1丁目交差点から斑鳩町内三室交差点）の4車線整備を早期に事業化されたい。

また、国道168号（十津川道路Ⅱ期、新天辻工区）の早期事業化を決定され整備促進に努められたい。

✓ (2) 道路の老朽化対策については、その必要性、重要性は十分認識しているところである。しかし、地方公共団体は、予算・体制・技術の面で多くの課題を抱えている。そのため、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」にもあるとおり、地方公共団体が実施する点検・修繕・更新の取組に対し、技術的、財政的支援体制の充実に努められたい。

(3) 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法）の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続し、さらに地方創生推進のために真に必要な道路整備については、補助率等を拡充すること。

平成 29 年 7 月

奈良県市長会長 松 井 正 剛

奈良県町村会長 今 中 富 夫